

亀山市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月18日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第7号

亀山市補助金等交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

亀山市補助金等交付規則の一部を改正する規則

亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] <u>(4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。</u> <u>(5) 電子証明書 次に掲げるも</u>	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] [号を加える。]

のをいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、申請等を行う者がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、ア又はイに掲げるものと同等の機能を有するものとして、市長が定めるもの

（補助事業等の遂行の指示）

第11条 [略]

2 市長は、前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、第15条第1項の規定により、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして、補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（補助金等の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、当該書類の審査

（補助事業等の遂行の指示）

第11条 [略]

2 市長は、前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、第16条第1項の規定により、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして、補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（補助金等の額の確定）

第13条 市長は、前項に規定する報告を受けたときは、当該書類の審査

及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を予算の範囲内において確定しなければならない。この場合においては、補助金等交付確定指令書（様式第7号）により、申請者に通知しなければならない。

（契約の事務に関する支援）

第19条 [略]

（電磁的記録による作成）

第20条 この規則の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等と

及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を予算の範囲内において確定しなければならない。この場合においては、補助金等交付確定指令書（様式第7号）により、申請者に通知しなければならない。

（契約の事務に関する支援）

第19条 [略]

[条を加える。]

みなす。

(電磁的方法による提出)

第21条 この規則の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。以下同じ。）をもって行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

3 第1項の規定により申請書等の提出を行う者は、当該申請書等に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等を行った者を確認するための措置であって市長の定めるものを講ずるときは、この限りでない。

(適用除外)

第22条 [略]

(その他)

第23条 [略]

[条を加える。]

(適用除外)

第20条 [略]

(その他)

第21条 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。